

東京保健医療専門職大学 学則(案)

目次

- 第1節 総則
 - 第1条 目的
 - 第2条 自己点検・評価等
 - 第3条 情報の積極的な提供
- 第2節 組織
 - 第4条 学部
 - 第5条 学部、学科の教育研究上の目的
 - 第6条 図書室
 - 第7条 附属施設
- 第3節 職員組織
 - 第8条 教職員
 - 第9条 教員組織
 - 第10条 事務局
- 第4節 教授会、学科会議及び委員会
 - 第11条 教授会
 - 第12条 学科会議
 - 第13条 委員会
- 第5節 学年・学期及び休業日
 - 第14条 学年
 - 第15条 学期
 - 第16条 1年間の授業期間
 - 第17条 休業日
- 第6節 修業年限及び在学年限
 - 第18条 修業年限
 - 第19条 在学年限
- 第7節 入学
 - 第20条 入学の時期
 - 第21条 入学の資格
 - 第22条 入学の出願
 - 第23条 入学者の選考
 - 第24条 入学手続き及び入学許可
 - 第25条 編入学・転入学
 - 第26条 再入学
- 第8節 教育課程、単位及び履修方法等
 - 第27条 教育課程
 - 第28条 授業科目の区分
 - 第29条 教育課程連携協議会
 - 第30条 授業科目と単位数
 - 第31条 授業の方法
 - 第32条 単位計算方法
 - 第33条 単位の認定、科目の修得及び評価
 - 第34条 履修科目の登録の上限
 - 第35条 成績の評価
 - 第36条 履修方法
 - 第37条 進級・留年

- 第38条 他の大学における授業科目の履修等
- 第39条 大学以外の教育施設等における学修
- 第40条 入学前の既修得単位の認定
- 第41条 本学以外での履修の許可
- 第42条 本学以外で修得した科目及び単位の取扱い
 - 第9節 休学、転学、留学、除籍及び退学
- 第43条 休学
- 第44条 休学期間
- 第45条 復学
- 第46条 転学
- 第47条 転学科
- 第48条 留学
- 第49条 退学
- 第50条 除籍
 - 第10節 卒業及び学士の学位
- 第51条 卒業
- 第52条 学位
 - 第11節 賞罰
- 第53条 表彰
- 第54条 懲戒
 - 第12節 更生補導
- 第55条 学生指導
- 第56条 保健管理
 - 第13節 施設利用
- 第57条 施設利用
 - 第14節 委託生、研究生、聴講生、履修生等及び外国人留学生
- 第58条 委託生
- 第59条 研究生
- 第60条 聴講生
- 第61条 長期履修生
- 第62条 科目等履修生
- 第63条 社会人学生
- 第64条 外国人留学生
 - 第15節 入学検定料、入学納付金及び授業料等
- 第65条 入学検定料、入学納付金
- 第66条 授業料等の納付
- 第67条 休学期間中の授業料等
- 第68条 留年・復学等の授業料
- 第69条 退学等の場合の授業料
- 第70条 委託生、研究生、聴講生、長期履修生及び科目等履修生の授業料等の納付金
- 第71条 返還
 - 第16節 受託研究及び共同研究
- 第72条 受託研究及び共同研究
 - 第17節 公開講座及び各種講習会等
- 第73条 公開講座、各種講習会等
 - 第18節 雑則
- 第74条 規程の改廃
- 第75条 雑則
 - 附則

東京保健医療専門職大学（仮称） 学則（案）

第1節 総則

（目的）

第1条 東京保健医療専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、敬心学園の理念「他人を敬い、自らを律し、人々の心をもっとも大切にして、一人ひとりが輝いて生きる社会を創造する」の下、「健常者・障がい者、若年者・高齢者など多様な人々が『共生できる社会の実現と発展』を目指す」を建学の精神に掲げ、実践的かつ高度な保健医療の理論と技術を教授研究し、豊かな人間性を備えた「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となる専門職人材を養成し、保健医療分野の発展に貢献することを目的とする。

2 本学の所在地を東京都江東区塩浜2丁目22番10号に置く。

（自己点検・評価等）

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検評価を行うため、本学に自己点検評価委員会を置く。

3 自己点検評価委員会に関する事項は、別に定める。

（情報の積極的な提供）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況についてホームページ及び刊行物への掲載並びにそのほかの方法により、積極的に情報公開する。

2 前項の情報公開に関する事項は、別に定める。

第2節 組織

（学部）

第4条 本学において設置する学部、学科及び定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
リハビリテーション学部	理学療法学科	80人	320人
	作業療法学科	80人	320人
合計		160人	640人

（学部、学科の教育研究上の目的）

第5条 前条の学部、学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1）リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、保健医療の専門職業人として高い専門知識と技術を涵養すると共に、多様な生活者のQOL（Quality of life、生活の質）の維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力

と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士、作業療法士を養成することを目的とする。

(2) 理学療法学科

理学療法学科は、高い専門知識と技術を涵養すると共に、身体に障害のある人に基本的動作能力を獲得させ、多様な生活者のQOL（Quality of life、生活の質）の維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士を養成することを目的とする。

(3) 作業療法学科

作業療法学科は、高い専門知識と技術を涵養すると共に、身体に障害のある人に応用的動作能力を又は精神に障害のある人に社会的適応能力を獲得させ、多様な生活者のQOL（Quality of life、生活の質）の維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する作業療法士を養成することを目的とする。

(図書室)

第6条 本学に、図書室を置く。

2 図書室に関する事項は、別に定める。

(附属施設)

第7条 本学に、情報教育、臨床教育等の教育研究に関する施設を置くことができる。

第3節 教職員組織

(教職員)

第8条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びそのほか必要な教職員を置く。

2 本学に必要な応じて副学長を置くことができる。

3 本学に必要な応じて特任教授等を置くことができる。

(教員組織)

第9条 学部に学部長、学科に学科長を置く。

2 学部に副学部長、学科に副学科長を置くことができる。

3 図書室に図書室長を置く。

(事務局)

第10条 本学に事務局を置く。

2 事務局の事務を統括し、職員を指揮監督するため、事務局長を置くことができる。

3 事務局に関する事項は、別に定める。

第4節 教授会、学科会議及び委員会

(教授会)

第11条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めたときは、専任教職員を加えることができる。

3 組織・運営等に関する事項は、別に定める。

(学科会議)

第12条 教授会に付議する審議事項について連絡調整及び協議するため、学部に学科会議を設ける。

2 学科会議は、当該学科に所属する専任教員をもって構成する。

3 学科会議の組織・運営等に関する事項は、別に定める。

(委員会)

第13条 本学に、教育研究、学務等の円滑な運営を図り、学長に意見を具申し、また諮問に応じて審議する機関として、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

第5節 学年・学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要があると認めたときに前項の期間を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第16条 1年間の授業期間は、定期試験等の日数を含め、35週を原則とする。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 敬心学園創立記念日 10月1日

(4) 春期休業、夏期休業、冬期休業

(5) 第4号の休業日は、当該年度が始まる前に学長が定める。

2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業期間中に授業、実

習等を行うことがある。

第6節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 本学の標準修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第19条 学生は、原則8年を超えて在学することができない。ただし、再入学及び転学科した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 第61条に定める長期履修生の在学年限も前項と同様とする。ただし、やむを得ない事由により、学長が許可した期間の年数を加えることができる。

3 長期の履修を希望する者で8年を超えて在学をする場合は、教授会の議を経て、学長が許可する。

第7節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第21条 入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の認定した者
- (3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (6) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- (7) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者

(入学の出願)

第22条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第23条 入学者の選考は、実務経験を有する者やその他の入学者の多様性の確保に配慮した選考を行うものとする。

2 選考の方法は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとし、学力試験、その他の方法による。

3 合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第24条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学納金に保証人連署の誓約書等所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(編入学・転入学)

第25条 編入学又は転入学を希望する者に対して、欠員のある場合に限り、試験を行い、選考の上教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が定める。

3 編入学・転入学に関する事項は、別に定める。

(再入学)

第26条 本学を退学した者又は除籍された者が、元の学部・学科・年次に再入学を希望する場合は、欠員のある場合に限り選考の上、学長が許可することがある。

2 第54条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することができない。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が定める。

4 再入学に関する事項は、別に定める。

第8節 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第27条 本学は、学部、学科の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

(授業科目の区分)

第28条 次に掲げる授業科目を開設する。

(1) 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目）

(2) 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目）

(3) 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育

成するための授業科目)

(4) 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目)

2 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

(教育課程連携協議会)

第29条 産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会に関する事項は、別に定める。

(授業科目と単位数)

第30条 授業科目の名称及び単位数は、学科ごとに別表1「教育課程」のとおりとする。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験・実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業を多様なメディアを使用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(単位計算方法)

第32条 授業科目の単位計算方法は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技等については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(3) 臨地実務実習については、それぞれ45時間をもって、1単位とする。

(4) 卒業論文、卒業研究等の授業科目には、単位を授与する。単位数は学科ごとに、別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第33条 授業科目を履修し、その試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 各授業科目について、授業時間数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位を取得することができない。

3 授業料そのほかの学納金未納の者は、試験を受けることはできない。

4 定期試験に関する事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第34条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位

数を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 各学科共通し、年間に登録できる履修科目の上限を48単位とする。

(成績の評価)

第35条 成績の評価は次のとおりとし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

成績評価 (点数)	S (100～90)	A (89～80)	B (79～70)	C (69～60)	D (59～0)
--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	-------------

2 それぞれの評価に対して、別に定めるところによりG P (Grade Point) を与える。

学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点、すなわちG P A (Grade Point Average) を用いる。

(履修方法)

第36条 学生は、本学に定められた期間在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については、別に定める。

(進級・留年)

第37条 理学療法学科及び作業療法学科の進級・留年に関する事項は、別に定める。

(他の大学における授業科目の履修等)

第38条 教育研究上有益と認めるときは、学生がほかの大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、60単位を超えないこととする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第39条 教育研究上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修のほか文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、前条により、本学において修得したものと認定する単位数とあわせて60単位を超えないこととする。

(入学前の既修得単位の認定)

第40条 教育研究上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学において修得した単位(科目履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 教育研究上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育研究上有益と認められるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を授業科目の修得とみなし、30単位を超えない範囲で単位を認定することができる。

- 4 前3項により認定できる単位数は編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないこととする。

(本学以外での履修の許可)

- 第41条 学生が第38条又は第39条により本学以外において授業科目の履修を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で修得した科目及び単位の取扱い)

- 第42条 本学以外において修得した科目及び単位の取扱いについては、別に定める。

第9節 休学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

- 第43条 疾病そのほかやむを得ない事由により、引き続き2か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第44条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。
- 2 休学の期間は、通算して、4年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は、第19条の在学年限に算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続きにより、学長の許可を得て復学することができる。

(復学)

- 第45条 休学した者が、休学期間を満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 復学する場合の授業料等は、別に定める。

(転学)

- 第46条 本学からほかの大学へ転学しようとする者は、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学科)

- 第47条 学部内の学科に転籍を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、教授会の議を経て、学長が許可する。

(留学)

- 第48条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第19条に定める在学年限に含めることがで

きる。

- 3 第1項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについては、学長が定める。

(退学)

- 第49条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署の上、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第50条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第19条に定める在学年限を超えた者
- (3) 死亡または長期間にわたり行方不明の者
- (4) 第44条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

第10節 卒業及び学士の学位

(卒業)

- 第51条 本学に4年以上在学し、別表1「教育課程」に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、相当の学位を授与する。

(学位)

- 第52条 授与する学位は、次の区分による。

- (1) 理学療法学科 理学療法学士(専門職)
- (2) 作業療法学科 作業療法学士(専門職)

- 2 学位の取り扱いに関する事項は、別に定める。

第11節 賞罰

(表彰)

- 第53条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第54条 本学の諸規程に違反し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒は、情状により譴責、戒告、停学及び退学とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、そのほか学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は、在学年限に算入する。

第12節 厚生補導

(学生指導)

第55条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

(保健管理)

第56条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第13節 施設利用

(施設利用)

第57条 本学の施設は、本学の学生及び教職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第14節 委託生、研究生、聴講生、履修生等及び外国人留学生

(委託生)

第58条 公共機関及びその他の機関から、その所属職員の研修について委託の願いがあるときは、教育及び研究に妨げのない限り、教授会による選考の上、学長が委託生として受入を許可する。

2 委託生の選考そのほかの事項は、別に定める。

(研究生)

第59条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第60条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

3 聴講生に関する事項は、別に定める。

(長期履修生)

第61条 本学において職業を有している等の事由のため、予め修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する旨の申し出があったときは、長期履修生として、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第62条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第33条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(社会人学生)

第63条 学長は、社会人で本学に入学することを志望する者があるときは、選考の上、社会人学生として入学を許可することができる。

2 社会人学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第64条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第15節 入学検定料、入学納付金及び授業料等

(入学検定料、入学納付金)

第65条 入学検定料及び入学納付金は、別表2のとおりとする。

(授業料等の納付)

第66条 授業料等は、所定の期限までに納付しなければならない。

(休学期間中の授業料等)

第67条 休学期間中の授業料等は、別に定める。

(留年・復学等の授業料)

第68条 留年・復学等の授業料等は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第69条 学年の中途において退学、転学、除籍又は停学若しくは退学を命ぜられた者もその学年の授業料等の納付金を納めなければならない。

(委託生、研究生、聴講生、長期履修生及び科目等履修生の授業料等の納付金)

第70条 委託生、研究生、聴講生、長期履修生及び科目等履修生の検定料、入学納付金及び授業料等納付金は、別に定める。

(返還)

第71条 納付した検定料、入学納付金及び授業料等納付金は、原則として返還しない。

第16節 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第72条 本学の学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関する事項は、別に定める。

第17節 公開講座及び各種講習会等

(公開講座、各種講習会等)

第73条 本学は、学生及び地域の文化向上に資することを目的に、公開講座、各種講習会等を行うことができる。

第18節 雑則

(規程の改廃)

第74条 この学則の改廃は、規程管理規程第10条（規程改定の手続）及び第11条（規程の廃止）により、運営会議の議を経て、理事会の決議による。

(雑則)

第75条 この規程で定めるもののほか、運用上必要な事項は、細則等で別に定める。

2 前項の運用細則を定めた場合は、速やかに教授会に報告するものとする。

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1(第30条、第51条関係)

教 育 課 程

リハビリテーション学部 理学療法学科

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
① 基礎科目	社会	敬心における共生論	1前	1			○		○
		心理学	1前	2			○		
		社会学	1前	2			○		
		実務英会話	1前	1					
		観光学	2前		2		○		
		経営学	1前		1		○		
		音楽文化論	1前・後		2		○		
		法学	1前・後		2		○		
		国際関係論	1前・後		1		○		
	組織	職業倫理	1前	1			○		
		チームワーク概論	1後	1			○		
		リーダーシップ論	1前		1		○		
		社会人基礎力	1前・後		1			○	
		コミュニケーション論	1前・2前		2		○		
	地域・ボランティア	国際協力論	2前・後		2		○		○
		スポーツボランティアⅠ	1前・後		2		○		
		スポーツボランティアⅡ	2前・後		1				
		地域ボランティア論	1前・後		2		○		
	科学	地域防災	1前・後		2		○		○
		建築・まちづくり	1前	2			○		
		統計学序論	1前		2		○		
		統計学	1後	2			○		
		生物学	1前	2			○		
		物理学	1後	2			○		
		情報リテラシー	1前・後		1		○		
		ICT概論	2前		1		○		
		健康科学	1前・後		2		○		
② 職業専門科目	人体の構造と機能及び心身の発達	食と健康	1前・後	1			○		○
		化学	1前・後	2			○		
		小計(29科目)	—	16	30	0	—	—	
	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	1前	1			○		○
		解剖学Ⅱ	1後	1			○		
		解剖学実習	1後	1					
		生理学Ⅰ	1前	1			○		
		生理学Ⅱ	1後	1			○		
		生理学実習	1後	1					
		運動学Ⅰ	1後	1			○		
		運動学Ⅱ	2通	2			○		
		運動学実習	2後	1					
		運動生理学	2前	1			○		
		人間発達学	1後	1			○		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	3前	1			○		○
		臨床心理学	1後	1			○		
		精神医学	3前	2			○		
		整形外科学	2前	2			○		
		神経内科学	2前	2			○		
		小児科学	3後	1			○		
		内科学	2後	2			○		
		老年医学	3後	2			○		
		救急救命の基礎	2後	1					
		薬理学	3前	1			○		
		栄養学	1後	1			○		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション医学	1前	1			○		○
		リハビリテーション概論	1前	1			○		
		公衆衛生学	3前	1			○		
		地域福祉論	1前	1			○		
		地域共生のための連携活動Ⅰ	3後	2			○		
		地域共生のための連携活動Ⅱ	4後	1				○	
		予防理学療法	3前		2		○		
		リハビリテーション医療工学	3後		1			○	

リハビリテーション学部 理学療法学科

				単位数			授業形態			
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	
② 職業専門科目	基礎理学療法学	基礎理学療法概論	1前	1			○			
		理学療法研究法	3前	1				○		
		運動療法学総論	1後	1			○			
	理学療法管理学	理学療法管理学Ⅰ	2前	1			○			
		理学療法管理学Ⅱ	3後	1			○			
	理学療法評価学	基礎理学療法評価学	1後	2			○			
		基礎理学療法評価学実習	1後	1					○	
		運動器理学療法評価学	2前	2			○			
		運動器理学療法評価学実習	2前	1					○	
		神経理学療法評価学	2前	2			○			
		神経理学療法評価学実習	2前	1					○	
		内部障害理学療法評価学	3前	2			○			
		内部障害理学療法評価学実習	3前	1					○	
	理学療法治療学	物理療法学	3後	2			○			
		物理療法学実習	3後	1				○		○
		義肢装具学	3前	2			○			
		義肢装具学実習	3前	1						○
		日常生活活動学	2後	2			○			
		日常生活活動学実習	2後	1						○
		運動器理学療法学	2後	2			○			
		運動器理学療法学実習	2後	1						○
		神経理学療法学	2後	2			○			
		神経理学療法学実習	2後	1						○
		内部障害理学療法学	3後	2			○			
		内部障害理学療法学実習	3後	1						○
		小児理学療法学	3後	2			○			
		高齢者理学療法学	3前	2			○			
		スポーツ理学療法学実習	3通	2						○
		健康寿命の延伸	3後	1					○	
	在宅医療・介護の推進	3後	1					○		
	アスレティックリハビリテーション	3後		1				○		
	地域理学療法学	生活環境学	3前	1			○			
		地域連携学	3前	1			○			
		地域理学療法学	3後	1			○			
		被災支援と理学療法	3前		2		○			
	臨床実習	見学実習	1後	1						臨
		検査・測定実習	2後	2						臨
		評価実習	4前	8						臨
		総合実習	4前	8						臨
		地域実習	4後	1						臨
	小計（70科目）		—	101	6	0	—			

リハビリテーション学部 理学療法学科

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
③ 展開科目	統合分野	共生社会の展開と実践	3後	1				○	
		小計（1科目）	－	1	0	0		－	
	隣接他分野	共生福祉論	1後	2			○		
		身体障害への支援システム工学Ⅰ	2後	2			○		
		身体障害への支援システム工学Ⅱ	3前	1				○	
		コーチングの理論とスポーツとの連携Ⅰ	2後		2		○		
		コーチングの理論とスポーツとの連携Ⅱ	3前		1			○	
		障害者の社会参加とスポーツの教育的活用Ⅰ	2後		2		○		
		障害者の社会参加とスポーツの教育的活用Ⅱ	3前		1			○	
		ユニバーサルツーリズムと外出支援Ⅰ	2後		2		○		
		ユニバーサルツーリズムと外出支援Ⅱ	3前		1			○	
		手話による聴覚障害者とのコミュニケーションⅠ	2後		2		○		
		手話による聴覚障害者とのコミュニケーションⅡ	3前		1				○
	小計（11科目）	－	5	12	0		－		
	組織の経営・マネジメント	実務リーダーのための経営戦略論	1後	2			○		
		組織・人材マネジメントの理論と実践	1後	2			○		
		実践マーケティング戦略	2前	2			○		
		保健医療経営Ⅰ	2後	2			○		
		保健医療経営Ⅱ	3前		1		○		
		実務リーダーのための財務会計Ⅰ	1後		1		○		
		実務リーダーのための財務会計Ⅱ	2前		1		○		
		ビジネスのための法律	2前		1		○		
		ビジネスのためのIT	2前		1		○		
		在宅サービスの事業経営	2後		1		○		
		事業計画策定概論	3後		2		○		
		総合事業開発	4後		1				○
	小計（12科目）	－	8	9	0		－		
	小計（24科目）		－	14	21	0		－	
④ 総合科目	理学療法研究基礎ゼミナールⅠ		3前	1				○	
	理学療法研究基礎ゼミナールⅡ		3後	1				○	
	理学療法研究卒業ゼミナールⅠ		4前	1				○	
	理学療法研究卒業ゼミナールⅡ		4後	1				○	
	小計（4科目）			4	0	0		－	
合計（127科目）			－	135	57	0		－	
学位又は称号		理学療法学士（専門職）	学位又は学科の分野			保健衛生学関係（リハビリテーション関係）			
卒業要件及び履修方法									
1. 基礎科目：必修16単位　選択4単位以上									
2. 職業専門科目：必修101単位									
3. 展開科目：必修14単位、選択6単位以上 隣接他分野の選択科目のうち「コーチングの理論とスポーツとの連携Ⅰ」、「コーチングの理論とスポーツとの連携Ⅱ」の2科目3単位または「障害者の社会参加とスポーツの教育的活用Ⅰ」、「障害者の社会参加とスポーツの教育的活用Ⅱ」の2科目3単位のいずれかを必ず履修し、3単位を修得すること。									
4. 総合科目：必修4単位									
5. 実験・実習科目から40単位以上 うち、臨地実務実習から20単位以上									
以上、基礎科目20単位、職業専門科目101単位、展開科目20単位、総合科目4単位、合計145単位									

リハビリテーション学部 作業療法学科

科目 区分			授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
① 基礎科目	社会	敬心における共生論	1前	1			○		○	
		心理学	1前	2			○			
		社会学	1前	2			○			
		実務英会話	1後	1						
		観光学	2前		2	○				
		経営学	1前		1	○				
		音楽文化論	1前・後		2	○				
		法学	1前・後		2	○				
	国際関係論	1前・後		1	○					
	組織	職業倫理	1前	1			○			
		チームワーク概論	1後	1			○			
		リーダーシップ論	1前		1	○		○		
		社会人基礎力	1前・後		1					
		コミュニケーション論	1前・2前		2	○				
	地域・ボランティア	国際協力論	2前・後		2	○			○	
		スポーツボランティアⅠ	1前・後		2	○				
		スポーツボランティアⅡ	2前・後		1					
		地域ボランティア論	1前・後		2	○				
	科学	地域防災	1前・後		2	○			○	
		建築・まちづくり	1前	2			○			
		統計学序論	1前		2	○				
		統計学	1後	2		○				
		生物学	1前	2		○				
		物理学	1後	2		○				
		情報リテラシー	1前・後		1	○				
		ICT概論	2前		1	○				
		健康科学	1前・後		2	○				
	食と健康	1前・後		1				○		
	化学	1前・後		2	○					
小計（29科目）			—	16	30	0	—			
② 職業専門科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	1前	1			○		○	
		解剖学Ⅱ	1後	1			○			
		解剖学実習	1後	1						
		機能解剖学	2前	1			○			
		生理学Ⅰ	1前	1			○			
		生理学Ⅱ	1後	1			○			
		生理学実習	2前	1						
		運動学Ⅰ	1後	1			○			
		運動学Ⅱ	2前	1			○			
		運動学実習	2後	1						
		運動生理学	2後	1			○			
		人間発達学	1後	1			○			
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	2前	1			○		○	
		臨床心理学	1後	2			○			
		精神医学	2後	2			○			
		整形外科科学	2前	2			○			
		神経内科学	2後	2			○			
		小児科学	3前	2			○			
		内科学	2前	2			○			
		老年医学	3前	2			○			
		救急救命の基礎	2後	1						
		薬理学	3前	1			○			
		栄養学	1後	1			○			
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション医学	3前	1			○		○	
		リハビリテーション概論	1後	1			○			
		公衆衛生学	3後	1			○			
		地域福祉論	1後	1			○			
		地域共生のための連携活動Ⅰ	3後	2			○			
		地域共生のための連携活動Ⅱ	4後	1						

リハビリテーション学部 作業療法学科

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
② 職業専門科目	基礎作業療法学	作業療法学概論	1前	1			○		
		作業療法学各論	2前	1			○		
		基礎作業学演習Ⅰ	1前	1				○	
		基礎作業学演習Ⅱ	1後	1				○	
	作業療法管理学	作業療法管理学Ⅰ	1前	1				○	
		作業療法管理学Ⅱ	4後	1			○		
	作業療法評価学	作業療法評価学概論	1後	1			○		
		身体機能作業療法評価学	2前	1			○		
		精神機能作業療法評価学	2前	1			○		
		発達障害作業療法評価学	2前	1			○		
		高齢期作業療法評価学	2前	1			○		
		高次脳機能作業療法評価学	2後	1			○		
		日常生活活動作業療法評価学	2後	1			○		
	作業療法治療学	身体機能作業療法治療学Ⅰ	3前	1			○		
		身体機能作業療法治療学実習Ⅰ	3後	1				○	○
		身体機能作業療法治療学Ⅱ	3前	1			○		
		身体機能作業療法治療学実習Ⅱ	3後	1					○
		身体機能作業療法治療学Ⅲ	3前	1			○		
		身体機能作業療法治療学実習Ⅲ	3後	1					○
		精神機能作業療法治療学	3前	1			○		
		精神機能作業療法治療学実習	3後	1					○
		発達障害作業療法治療学	3前	1			○		
		発達障害作業療法治療学実習	3後	1					○
		高齢期作業療法治療学	3前	1			○		
		高齢期作業療法治療学実習	3後	1					○
		高次脳機能作業療法治療学	3前	1			○		
		高次脳機能作業療法治療学実習	3後	1					○
		日常生活活動作業療法治療学	3前	1			○		
		日常生活活動作業療法治療学実習	3後	1					○
		日常生活活動支援治療学	3前	1			○		
		日常生活活動支援治療学実習	3後	1					○
		健康寿命の延伸	3後	1					○
		在宅医療・介護の推進	3後	1					○
	生活行為を支援するための環境整備	3後			1			○	
	緩和ケアと作業療法	3後			1			○	
	地域作業療法学	地域作業療法学	3前	1			○		
		就労支援論	3後	1			○		
		生活環境学	3後	1			○		
		地域作業療法学実習	4後	1					○
		障害児教育と作業療法	3前		1		○		
		発達・精神障害に対する社会生活力と作業療法	3前		1			○	
	臨床実習	体験実習Ⅰ	1前	1					臨
		体験実習Ⅱ	1前	1					臨
		評価実習Ⅰ	2後	3					臨
		評価実習Ⅱ	2後	2					臨
		総合実習Ⅰ	4前	9					臨
総合実習Ⅱ		4前	9					臨	
地域実習		4後	2					臨	
小計(77科目)		—	101	4	0	—			

リハビリテーション学部 作業療法学科

科目 区分			授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
③ 展開科目	統合分野	共生社会の展開と実践	3後	1				○		
		小計（1科目）	－	1	0	0	－			
	隣接他分野	共生福祉論	1後	2			○			
		ユニバーサルツーリズムと外出支援Ⅰ	2後	2			○			
		ユニバーサルツーリズムと外出支援Ⅱ	3前	1				○		
		美容ケアによるQOLの維持向上Ⅰ	2後		2	○				
		美容ケアによるQOLの維持向上Ⅱ	3前		1				○	
		音楽療法によるQOLの維持向上Ⅰ	2後		2	○				
		音楽療法によるQOLの維持向上Ⅱ	3前		1				○	
		身体障害への支援システム工学Ⅰ	2後		2	○				
		身体障害への支援システム工学Ⅱ	3前		1			○		
		手話による聴覚障害者とのコミュニケーションⅠ	2後		2	○				
		手話による聴覚障害者とのコミュニケーションⅡ	3前		1				○	
	小計（11科目）	－	5	12	0	－				
	組織の経営・マネジメント	実務リーダーのための経営戦略論	1後	2			○			
		組織・人材マネジメントの理論と実践	1後	2			○			
		実践マーケティング戦略	2前	2			○			
		保健医療経営Ⅰ	2後	2			○			
		保健医療経営Ⅱ	3前		1		○			
		実務リーダーのための財務会計Ⅰ	1後		1		○			
		実務リーダーのための財務会計Ⅱ	2前		1		○			
		ビジネスのための法律	2前		1		○			
		ビジネスのためのIT	2前		1		○			
		在宅サービスの事業経営	2後		1		○			
		事業計画策定概論	3後		2		○			
		総合事業開発	4後		1				○	
	小計（12科目）	－	8	9	0	－				
	小計（24科目）	－	14	21	0	－				
④ 総合科目	作業療法研究基礎ゼミナールⅠ	3前	1				○			
	作業療法研究基礎ゼミナールⅡ	3後	1				○			
	作業療法研究卒業ゼミナールⅠ	4前	1				○			
	作業療法研究卒業ゼミナールⅡ	4後	1				○			
	小計（4科目）		4	0	0	－				
合計（134科目）			－	135	55	0				
学位又は称号		作業療法学士（専門職）	学位又は学科の分野			保健衛生学関係（リハビリテーション関係）				
卒業要件及び履修方法										
1. 基礎科目：必修16単位　選択4単位以上										
2. 職業専門科目：必修101単位以上										
3. 展開科目：必修14単位、選択6単位以上 隣接他分野の選択科目のうち「美容ケアによるQOLの維持向上Ⅰ」、「美容ケアによるQOLの維持向上Ⅱ」の2科目3単位または「音楽療法によるQOLの維持向上Ⅰ」、「音楽療法によるQOLの維持向上Ⅱ」の2科目3単位のいずれかを必ず履修し、3単位を修得すること。										
4. 総合科目：必修4単位										
5. 実験・実習科目から40単位以上 うち、臨地実務実習から27単位以上										
以上、基礎科目20単位、職業専門科目101単位、展開科目20単位、総合科目4単位、合計145単位										

別表2(第65条関係)

1. 入学検定料

(単位：円)

入学試験	入学検定料
・ 総合型選抜（旧：AO 入試） ・ 学校推薦型選抜（旧：高校推薦入試（指定校・公募制）） ・ 一般選抜（旧：一般入試） ・ 社会人特別選抜（旧：社会人入試）	30,000
・ 大学入学共通テスト利用選抜（旧：大学入試センター試験利用入試）	10,000

2. 入学納付金（入学金及び授業料等）

(単位：円)

学 科	入学金	授業料	設備費	実習費	合計
理学療法学科	300,000	900,000	400,000	300,000	1,900,000
作業療法学科	300,000	900,000	400,000	300,000	1,900,000

学校法人敬心学園
東京保健医療専門職大学
教授会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、東京保健医療専門職大学学則（以下「学則」という。）の学則第11条（教授会）に基づき設置する教授会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第2条 教授会は、専任教授をもって構成する。ただし、学長が認めたときは、専任教職員を加えることができる。

（招集及び議長）

第3条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

（審議事項）

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了

（2）学位の授与

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要と学長が求めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が司る教育運営に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

（会議）

第5条 教授会は、定例会議と臨時会議とする。

2 定例会議は、毎月特定の日を定めて開催する。ただし、審議する事項がないときは休会し、事前に構成員に通知するものとする。

3 臨時会議は、審議する事項を示して要求があり、学長が必要と認めたときに開催する。

4 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

5 教授会の開催に当たっては、教授会で審議する事項その他必要な事項を、あらかじめ構成員に通知するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、この限りではない。

（定足数）

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 学外研究、公務出張そのほかの事由により、長期にわたり教授会に出席できない者が

あるときは、その期間、当該者を構成員の定数から除くことができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 教授会の議事については、議事録を作成し、議事の経過及び結果を明らかにしておかなければならない。

(会議の庶務)

第9条 教授会の庶務は、教務課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃及び運用上必要な細則等は、教授会の議を経て、学長が定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。